

島根県観光キャラクター「しまねっこ」
使用に関するQ&A



デザイン

Q1 デザイン、色等を変えて使用することはできますか？

A マニュアルに示された「しまねっこ」の図形を変形させたり、図形の一部を欠落させたりなど、マニュアルと異なる図形を使用することはできません。ただし、トリミングまたは他の図形を重ねることに関しては、デザイン等のイメージを損なわない範囲で使用を認めます。また、カラー使用の場合、原則、指定色以外を使用することはできません。グレースケールの場合も、グレースケールの指定%になります。『島根県観光キャラクター「しまねっこ」マニュアル』に示していますので、参考にしてください。詳細についてはお問合せください。

【例】

(1)トリミングの場合：千木、勝男木およびしめ縄を切り取ること、頭部を1/3以上切り取るとは不可。

(2)図形を重ねる場合：頭部およびしめ縄部分に他の図形を重ねるとは不可。

Q2 マニュアルに示されたデザイン以外を使用することはできますか？

A 島根県観光連盟の監修を受けてマニュアルに示された図形(ポーズ)以外のデザインを新たに作成することができます。この場合のデザイン料は使用者の負担とし、新たに作成されたデザインの著作権を含む全ての権利は島根県観光連盟に帰属します。また制作者は著作者人格権も行使しないこととします。新たなデザインを作成する場合は、確認のため時間を要しますので予めご了承ください。

Q3 会社の名刺や企業・団体のパンフレットやHP等に使用できますか？

A 特定企業のキャラクターと誤認される恐れがないよう『島根県観光キャラクター「しまねっこ」』と明記してデザインし、所定の申請手続を行ってください。

Q4 立体の商品や3Dデジタルデザイン等を製作する際、側面や背面のデザインはどのようにすれば良いですか？

A 側面、背面についても『島根県観光キャラクター「しまねっこ」マニュアル』に示していますので、こちらを参考に製作してください。細部については個別に相談させていただきます。また監修に時間を要しますので予めご了承ください。

Q5 「しまねっこ」の背景に星やハートなど他の図形を入れても良いですか？

A 背景であれば原則、他の図形を入れていただいて構いません。ただし、他の図形を入れることにより、「しまねっこ」のイメージを損ねると判断される場合には、修正していただくことがあります。

Q6 「しまねっこ」の実写の写真を使用することは可能ですか？

A 商品・景品等には使用できません。「しまねっこ」が出演するイベント内容の周知など広報の目的での使用は可能ですが、この場合も申請が必要です。その際に使用できる画像を提供しますので、詳細はお問合せください。（個人的に撮影された写真は利用できません。）

Q7 デザインを複数使用することはできますか？

A 複数のデザインを使用することは可能ですが、「しまねっこ」は複数存在しているわけではありませんので、その点で誤認を与えないように使用していただくこととなります。兄弟や親子、恋人等「しまねっこ」のプロフィール以外の設定をイメージさせるような使い方はできません。

【例】大きさを変えた2体の「しまねっこ」を親子であるように見せる等。

Q8 「しまねっこ」のセリフとして吹き出し等を付けることは可能ですか？

A セリフを付けることは可能ですが、島根県観光キャラクターとしてあくまで中立でありますので、性格付けやイメージ付けがなされるような使い方や、特定企業をイメージ・宣伝させるような使い方はできません。なお、語尾はひらがなで「にゃ」と表記してください。詳細についてはお問合せください。

Q9 販売目的の島根県産品に使用することができますか？

A パッケージ、ラベルデザイン等へ使用できますが、有償使用の申請をお願いいたします。詳細は有償使用の使用手引きをご覧ください。

申請手続

Q1 申請から許諾までの期間はどのくらいですか？

A 申請の内容にもよりますが、約1週間～10日程度を要します。立体物や3Dデジタルデザイン等は別途、時間を要しますので余裕を持って申請してください。

Q2 メールで申請できますか。

A できます。
必要書類のデータを添付し、info@shimakanren.or.jpへメールしてください。
(郵送、持参での受付も行っています。)

Q3 卸売業者が商品を製作し、複数の小売業者に卸売りする場合、卸売業者が使用申請する際の販売小売価格はどう記入すれば良いですか？

A 卸売業者が申請される場合も、卸売価格ではなく、小売業者から販売小売価格をお調べいただき記入してください。小売業者ごとに販売小売価格が異なる場合は、ご面倒ですが全ての販売小売価格から平均価格(1円未満切り捨て)を記入してください。

Q4 1箱10個入りの商品の場合、証紙はどのように貼付すれば良いですか？

A 原則、商品1個ずつに証紙を貼付していただきます。箱詰め商品でも、バラ売りをしている場合は商品1個ずつに証紙を貼付してください。この場合、申請する商品の販売小売価格は商品1個の額となります。箱売りのみ販売する場合は、1箱ずつに証紙を貼付してください。この場合、申請する商品の販売小売価格は1箱の額となります。

Q5 生産数が不明の場合、申請はどうしたら良いですか？

A 生産数等が確定しない受注販売等の場合は、半期ごと(9月末と3月末)に集計し、実績報告と変更申請の手続をお願いします。詳細はお問合せください。

Q6 使用期間はありますか。

A 要綱で1年間と定められています。

Q7 使用期間を過ぎたが、引き続き使用可能ですか？

A 使用期間内に生産・製作された分の在庫に関しては、1年を過ぎても手続不要で無くなるまで使用いただけます。再度、生産・製作される場合は変更申請の手続をしてください。

その他

Q1 個人で楽しむだけの目的で使用する場合、申請は必要ですか？

A 個人で楽しむ範囲で使用される場合は申請不要です。なお、個人で楽しむ範囲とは、以下に例示するような場合です。

- (1)個人のツイッターやインスタグラム等のSNSやHP、ブログ等の記事に使用する場合
- (2)営利目的ではなく、個人で楽しむことを目的に自作する場合
- (3)個人として市民マラソン等の大会に参加する際、Tシャツ等に使用する場合

Q2 購入したぬいぐるみなどを店頭置く場合、申請は必要ですか？

A 許諾を得て製造されたぬいぐるみを置くだけであれば、申請は不要です。

Q3 使用許諾を受けた商品等を宣伝するために、新たに掲示用のPOP(商品広告)等を作成する場合、申請は必要ですか？

A 許諾済の商品等の画像を使用して作成するPOP等の場合、申請は不要ですがデザインの確認が必要ですので、島根県観光連盟へご連絡ください。
なお、宣伝したい商品とは関係のないPOP等を作成する場合は、別途申請が必要です。

Q4 個人商店等の店頭で「しまねっこ」のイラストを飾る場合は、申請が必要ですか？

A 店頭は個人で使用する範囲を超えますので、申請が必要です。

Q5 チームや団体・企業のユニフォーム(制服)に「しまねっこ」は使用できますか？

A 特定チームや団体・企業のキャラクターと誤認されないデザインである必要がありますので、申請の際に監修を行います。

Q6 使用許諾を受けた商品について、商標登録や意匠登録を行うことはできますか？

A 「しまねっこ」のデザインを使用した商品については、商標登録や意匠登録を行うことはできません。